

D 4 - 9

5 年 保 存 (常) (令 和 9 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 4 - 4 - 0

鹿 免 管 第 5 0 2 号

令 和 4 年 4 月 2 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担 当	講 習 指 導 係	TEL XXXXXXXXXX

一般特定任意講習実施要綱の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定により鹿児島県公安委員会が行う特定任意講習については、特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）及び「特定任意講習実施要綱の制定について（通達）」（令和3年3月8日付け鹿免管第258号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）の一部改正により、チャレンジ講習及び特定任意高齢者簡易講習が廃止となったことから、別添のとおり一般特定任意講習実施要綱を制定したので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和4年5月13日から施行し、旧通達は令和4年5月12日限り廃止する。

別添

一般特定任意講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、法第108条の2第2項の規定により鹿児島県公安委員会が行う一般特定任意講習（以下「講習」という。）が委託契約に基づいて実施されることから、その監督に際し、必要な事項を定めるものとする。

第2 講習の根拠

法第108条の2第2項

第3 講習の委託

講習は、規則第6条第1項の規定により法人その他の者に委託して行うこととし、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導監督するものとする。

第4 講習の対象者

地域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められる者とする。

第5 講習時間

講習時間は2時間とし、運転免許証の更新申請日前6か月以内に本講習を受講した者は、更新時講習が免除されるものである。

第6 講習指導員

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号）第6条の講習指導員とする。

第7 実施方法

1 学級編成等

1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。なお、講習施設に応じた収容可能人数を超えないこと。

2 講習指導員の配置

原則として、1学級につき講習指導員1人、補助員1人を配置するものとする。

3 安全運転の知識及び法令等の講習、運転適性検査器材による診断及び指導並びに実車による指導が行われていることを確認すること。

4 対象の団体からの申請により、当該団体の集会、その他講習の機会を利用して行うものとする。

5 講習の申請は、一般特定任意講習受講申込書（規則別記第3号様式）に、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号。以下「条例」という。）で定められた講習手数料（鹿児島県収入証紙。以下「証紙」という。）を貼付して、講習当日に行うものとする。

6 講習の会場、施設等については、講習に適した環境の施設で免許管理課長が認めたものとし、原則として申込みをした団体において準備するものとする。

る。

第8 講習の実施要領

委託契約の相手方（以下「受託者」という。）において、講習が適切に実施されているか確認を徹底すること。

1 カリキュラム

講習は、別表の一般特定任意講習カリキュラムに基づいて実施すること。

2 講習用教材

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第1条第1項第2号の「教本、視聴覚教材等必要な教材」として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする一般特定任意講習にふさわしい教本、鹿児島県の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数準備すること。

なお、講習規則第1条第1項第4号の「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、筆記による検査によるものに基づく指導」に用いる検査用紙も必要数準備すること。

3 講習の方法

講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、受講者の態様に応じ、参加型手法を取り入れたきめ細やかな内容とすること。

4 終了証明書の交付

受講者に対して講習規則第3条第1項第1号の特定任意講習終了証明書を交付し、6か月以内に運転免許証の更新を受けようとする者に対しては、免許更新申請時に同証明書を提出することで、更新時講習が免除される旨を教示すること。

第9 警察署等における事務処理要領

運転免許事務を取り扱う警察署等における運転免許証の更新手続及び交付は、次により行うものとする。

1 申請者が特定任意講習終了証明書を提出したときは、同証明書が本人のものであるかどうかを確認し、運転免許証更新申請書類の余白部に「一般特定任意講習済」と朱書すること。

2 更新手続を完了した者に対して、更新時講習を受講する必要がないことを教示すること。

3 運転免許証の交付について、交付の日時、場所等を教示すること。

4 更新済みの運転免許証の送付を受けた場合は、適正に保管し、速やかに交付できるよう配慮すること。

別表（第8関係）
一般特定任意講習カリキュラム

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 管内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 管内における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分以上
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分以上
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分以上
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他の危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分以上
講習時間合計				120分以上

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。
※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。